

中富良野町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

令和3年4月1日
中富良野町長
中富良野町議会議長
中富良野町農業委員会
中富良野町教育委員会

中富良野町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第19条に基づき、中富良野町長、中富良野町議会議長、中富良野町農業委員会及び中富良野町教育委員会が策定する特定事業主行動計画である。

1. 計画期間

本計画の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とする。

2. 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

本町では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、女性職員の活躍推進委員会を総務課に設置し、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について協議を行うこととしている。

3. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第19条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号）。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、町長部局、議会事務局、農業委員会事務局及び教育委員会事務局において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。

(1) 採用した職員に占める女性の割合（単位：人）

| 各年度採用者 | 令和2年度 | 令和元年度 | 平成30年度 | 平成29年度 | 平成28年度 |
|--------|-------|-------|--------|--------|--------|
| 男性 | 2 | 4 | 7 | 9 | 4 |
| 女性 | 4 | 6 | 23 | 10 | 1 |
| 合計 | 6 | 10 | 30 | 19 | 5 |

(2) 平均した継続勤続年数の男女の差異 (平均勤続年数：年)

| 各年度退職者 | 令和2年度 | 令和元年度 | 平成30年度 | 平成29年度 | 平成28年度 |
|--------|-------|-------|--------|--------|--------|
| 男性 | 27.7 | 15.1 | 14.9 | 41.0 | 25.8 |
| 女性 | 3.9 | 16.3 | 12.1 | 22.5 | 24.6 |
| 差(男-女) | 23.8 | △1.2 | 2.8 | 18.5 | 1.2 |

(3) 職員一人当たりの各月ごとの超過勤務時間

| 令和2年度 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|---|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|
| 職員一人当たりの 時間外勤務時間(時間) | 8.4 | 4.8 | 5.3 | 4.2 | 3.7 | 3.8 | 5.9 | 7.0 | 6.6 | 6.1 | 7.0 | 12.7 |
| 超過勤務を命じることができ る上限を超えて命じられた職員 数(人) | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 1 | 1 | 3 |

(4) 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

| | 令和2年度 | 令和元年度 | 平成30年度 | 平成29年度 | 平成28年度 |
|-----------|-------|-------|--------|--------|--------|
| 女性管理職数(人) | 5 | 7 | 6 | 7 | 7 |
| 全管理職数(人) | 33 | 33 | 34 | 34 | 34 |
| 女性の割合(%) | 15.1 | 21.2 | 17.6 | 20.6 | 20.6 |

(5) 各役職段階にある職員に占める割合

| | 令和2年度 | 令和元年度 | 平成30年度 | 平成29年度 | 平成28年度 |
|----------------------|-------|-------|--------|--------|--------|
| 係長相当職以上の 女性職員数(人) | 2 | 2 | 3 | 5 | 5 |
| 係長相当職以上の 全職員数(人) | 11 | 19 | 15 | 17 | 18 |
| 女性の割合(%) | 18.2 | 10.5 | 20.0 | 29.4 | 27.8 |

※管理職、看護師及び介護士を除く。

(6) 男女別の育児休業取得率及び平均取得期間

| | | |
|----------|---------|--------|
| 令和2年度取得率 | 男性職員(2) | 0.0% |
| | 女性職員(8) | 100.0% |
| | 男女合計 | 10.0% |

令和2年度平均取得期間 4.2月

※ () 内数字は該当者数

(7) 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加休暇取得率及び平均取得日数

| | | |
|-------|---------------|--------|
| 令和2年度 | 配偶者出産休暇取得率 | 16.67% |
| 〃 | 配偶者出産休暇平均取得日数 | 0.5日 |
| 〃 | 育児参加休暇取得率 | 5.00% |
| 〃 | 育児参加休暇平均取得日数 | 0.25日 |

(8) セクシュアルハラスメント等対策の整備状況

セクシュアルハラスメントを防止するための取り組み状況 (R2)

| | |
|-----------------|--|
| 1. 各種通知 | |
| 2. パンフレット、ポスター | |
| 3. HP、庁内イントラネット | |
| 4. 研修・講習 | |
| 5. その他 | |

当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。
なお、この目標は、町長部局、議会事務局、農業委員会事務局及び教育委員会事務局における共通の目標として位置付け、女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

(1) 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加休暇の取得の促進

令和7年度までに、配偶者出産休暇及び育児参加休暇を取得する職員を50%以上にする。

(2) 超過勤務の縮減

令和7年度までに、各職員の1年間の超過勤務時間数について、人事院指針に定める上限目安時間(360時間)未満にする。

※ 令和2年度人事院指針上限目安時間超過職員数 6人

4. 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

3. で掲げた数値目標その他の目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

なお、この取組は、町長部局、議会事務局、農業委員会事務局及び教育委員会事務局における共通の取組として位置付け、女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

(1) 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加休暇の取得の促進

① 令和3年より、組織として、男性職員の育児参画を進めることを目標に掲げ、

男性職員が育児に参加しやすい職場環境づくりに努める。

- ② 令和3年より、出産を控えている全ての職員に対し、配偶者出産休暇及び育児参加休暇等の仕事と家庭の両立支援制度の活用促進に努める。

(2) 超過勤務の縮減

- ① 令和3年度より、組織として、超過勤務の縮減を目標に掲げ、職員一人ひとりが超過勤務の縮減に取り組やすい職場環境づくりに努める。
- ② 令和3年度より、全部局において、職員の業務分担の見直しを定期的に行い、各職員の業務量の平準化に努める。

(3) 各種ハラスメント研修の実施

令和3年度より女性の活躍しやすい環境を整備するために、職員を対象に各種ハラスメントの相談窓口の周知・各種ハラスメント防止の啓発及び研修を実施する。